

身体拘束適正委員会と当施設の指針について

児童発達支援・放課後等デイサービスにじのかけら

令和4年12月1日

身体拘束について

障害者虐待防止法において障害者虐待が禁止されていますが、障害者福祉施設従事者等による身体的虐待としては、同法第2条第7項第1号により、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され、正当な理由のない身体拘束は虐待にあたるとされています。身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当します。

以下の内容はあくまでも例であり「利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻む行為」という観点から身体拘束の該当性を判断します。

にじのかけらでは身体拘束に関する全てを児童発達支援管理責任者が

- 必要であると判断された場合
- 緊急性を要した場合

前述した場合に必要な手続き等の上でしか行いません。

(過去実績なし※令和4年11月現在)

- 車いす等に縛り付ける。
- 手指や手足の機能を制限するために拘束する。
- 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 支援者が利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離したり閉じ込める。

身体拘束が例外的に認められる場合の要件について

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者 支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省令第 172 号)第 48 条等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省令第 171 号)第 73 条等において、「…利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。」「…やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」とされています。

※以下利用者を児童と表記します。

【やむを得ず身体拘束を行う場合の要件】

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

○緊急性

児童本人又は他の利用児童等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。緊急性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本児の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで児童本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

○非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件の再前提となります。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、児童本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、児童本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

○一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、児童の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

【やむを得ず身体拘束を行うときの手続き】

組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行う場合は個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。

この場合、児童発達支援管理責任者が出席していることを前提とする。

また、必要に応じて相談支援専門員の同席も検討します。

身体拘束を行う場合には個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急でありやむを得ない理由を記載します。これは会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。

ここでも、児童の個々の特性を踏まえた上で、保護者のニーズにも応じた個別の支援を検討することが重要となります。

【本人・保護者への十分な説明】

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で児童本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

【行政への相談と報告】

行動制限・身体拘束する場合、自治区の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要です。

行動障害のある児童の支援の中で事業所で様々な問題を事業所で抱え込んでしまうことがあります。

事業所で抱え込まないで、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることができます。行政に相談・報告することで、支援困難な事例

に取り組んでいる実態を行政も把握できより多くの機関に係る事で困難な事例の解決の糸口となります。

また行動改善の取り組みの進捗について定期的に報告することで、組織的な行動改善に向けた計画的に取り組みの推進促進となります。

【必要事項の記録と周知】

また、身体拘束を行った場合には要した時間、その際の児童の心身の状況、その際の緊急性。やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

尚、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、必要な記録がされていない場合は運営基準違反に問われる場合があります。

以上の全ての身体拘束に係る事案の実行は原則、児童発達支援管理責任者・管理者のみとし個別支援計画書等に記載の上、職員会議にて必要であると思われる事柄を抜粋し周知する事とする。

にじのかけら身体拘束適正委員会

身体拘束適正委員長	井上 枝美（児童発達支援管理責任者・管理者）
委員	瀬尾 季陽子（代表者）

3.身体拘束廃止に関する当事業所の考え方

身体拘束は、児童の生活の自由を制限し、児童の尊厳ある生活を阻むものです。

にじのかけらでは児童の尊厳と自主性を尊重し、拘束を安易に正当化せず職員一人ひとりが身体的・精神的特性を理解し拘束廃止に向けた意識を持って身体拘束をしない支援の実施に努めます。

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組めます。

- 児童主体の行動の確保に努めます。
- 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- 児童と保護者の意向に沿ったサービスを提供します。

4.身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

身体拘束適正化検討委員会の設置

にじのかけらでは、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会（虐待防止等委員会内）を設置します。

【設置目的】

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。
緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合等）は、委員長に報告の上で関係職員を招集し臨時の会議を開催します。委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討します。

身体拘束適正化のための職員研修

にじのかけらでは職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。
実施の内容は開催の都度、記録を作成します。
基本、月に2回開催の職員会議での開催となります。
事前に委員長と委員にて会議内容を検討したうえで職員会議の議題とします。

やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

【アセスメントと面談の実施】

自害・他害ほか安全と命の危険を適正委員長が判断した上でやむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化のための委員会を中心として損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①緊急性、②非代替性、③一時性の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取組改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

【本人や家族に対しての説明】

身体拘束の内容と目的、児童がどのような状態となるかについての詳細な説明、拘束時間とその期間の目安。場所・改善に向けた取組方法を説明し理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を終え、なお拘束を必要とする場合については事前に本人や保護者に説明をした内容と方向性、児童の状態などを確認・説明し、同意を得たうえで実施します。

【記録と再検討】

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

【身体拘束の解除】

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本児や保護者の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応を実施させていただきます。

5.指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。
本指針は、令和4年12月1日より施行する。